

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・目的

1 障がい者福祉をめぐる動き

(1) 措置制度から支援費制度へ

平成12年(2000年)6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年(2003年)4月より、それまでの行政がサービス内容を決定する措置制度から、障がいのある人が自ら主体的にサービスを選択し、そして、事業者などと契約することができる支援費制度へと移行しました。

(2) 障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成16年(2004年)6月には障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また、市区町村の障害者計画の策定についても努力義務から義務規定に改められました。

また、平成17年(2005年)4月には発達障害者支援法が施行され、これまで法や制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった発達障がい(注)児・者に対する支援が法的に明確化されました。

平成21年(2009年)12月には、内閣に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成22年(2010年)1月から、障がい者制度改革に向けた検討が行われることとなりました。

また、平成23年(2011年)8月、障がい者制度改革推進会議(以下、「推進会議」という。)の第二次意見を踏まえ、障害者基本法の一部を改正する法律が施行されました。

(注)発達障がい：発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

(3) 障害者自立支援法の施行及び改正

平成18年(2006年)4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、①障害福祉サービスの一元化、②市区町村が実施主体、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られま

した。

この障害者自立支援法の導入にあたり、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。

こうした中、平成 21 年（2009 年）9 月の連立政権合意において、障害者自立支援法が改正されることとなり、制度の谷間がなく、利用者応能負担を基本とする総合的な障がい者福祉制度となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が平成 24 年 6 月に成立・公布となり、平成 25 年 4 月に施行されることとなりました。

平成 22 年（2010 年）12 月に、障害者総合支援法実施までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる改正障害者自立支援法が公布され、利用者負担の見直し、障がいの範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

障害者総合支援法の概要

| 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要 | |
|---|---|
| 1. 趣旨 | (平成24年6月20日成立・同年6月27日公布) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。 |
| 2. 概要 | 1. 題名 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。 2. 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。 3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。） 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。 4. 障害支援区分の創設 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。 5. 障害者に対する支援 ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする） ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える） ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等） 6. サービス基盤の計画的整備 ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化 |
| 3. 施行期日 | 平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日） |
| 4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討） | ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方 ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方 ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。 |

（４）障害者権利条約の批准に向けて

平成 18 年（2006 年）12 月、障害者権利条約が第 61 回国際連合総会において採択され、平成 19 年（2007 年）9 月、わが国でも同条約に署名しました。

この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障がいがあるために

行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

わが国においても、この権利条約の批准に向け、障がいのある人に係る制度の集中的な改革を行うため、平成 22 年（2010 年）1 月より、障がい者制度改革推進本部のもとで、障がいのある人が過半数を占める推進会議が開催されました。

また、この推進会議において、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別禁止法の制定等の制度改革に向けた検討が行われる等、権利条約の批准に向けた準備が進められている状況です。

（５）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布

平成 23 年（2011 年）6 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成 24 年（2012 年）10 月に施行されました。

障がいのある人に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくこととなりました。

2 本市での取り組み

平成 10 年（1998 年）に、「砂川市障害者福祉計画」（計画期間：平成 11 年度～平成 14 年度）を策定し、障がい者福祉の推進を図りました。また、平成 15 年には、前計画期間が終了したため、新たに「第 2 次砂川市障害者福祉計画」を策定し、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間の障がい者施策を推進してきました。

また、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されたことにより、各市区町村は障害福祉計画を策定することとされたため、平成 18 年度に「第 1 期砂川市障害福祉計画」（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度）、平成 20 年度に「第 2 期砂川市障害福祉計画」（計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）、平成 23 年度に「第 3 期砂川市障害福祉計画」（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）を策定しました。

本市では、障害者福祉計画及び障害福祉計画に基づき、計画的に福祉施策を推進しているところです。

3 計画の目的

「第 2 次砂川市障害者福祉計画」の計画期間が平成 24 年度に終了となるため、前述した大きな転換期を迎えている国の方向性やこれまでの計画の進捗状況等を踏まえて、上位計画などとの整合性を図りつつ、障がいのある人もない人と同じように生活できる社会環境づくり・障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らせる社会づくりをめざして、総合的な障がい者福祉の向上に取り組む「第 3 次砂川市障害者福祉計画」を策定します。

第2節 計画の性格および位置付け

1 計画の性格

本市の最上位計画である「砂川市第6期総合計画」では、「安心して心豊かにいきいき輝くまち」をめざす都市像とし、基本目標2として「健康としあわせ広がるふれあいのまち」を掲げ、すべての市民が心身ともに健康で互いに支えあい、幸せに暮らしていけるよう、「保健・福祉・医療・介護」の連携のもとに適切なサービスの提供と健康づくりの充実を図ることとしています。

第3次障害者福祉計画は、総合計画における方向を具現化するため、障がい者施策の個別計画として位置づけられ、今後10年間に本市が取り組む障がい者福祉の基本目標と施策の方向性を示した計画です。

2 法令等の根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

3 計画期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

| 計画 | | 年度 | | | | | | | | | |
|-----|-------------|--------------|-----|-----|-----------|----|----|----|----|-----------|----|
| | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
| 北海道 | 北海道障がい者基本計画 | ← 第2期 → | | | | | | | | | |
| | 北海道障害福祉計画 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期(～H35) | | | | | | |
| 砂川市 | 総合計画 | 第6期 | | | | | | | | 第7期(～H42) | |
| | 障害者福祉計画 | ← 第3次(本計画) → | | | | | | | | | |
| | 障害福祉計画 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期(～H35) | | | | | | |

なお、計画期間中に関係法令の改正等が行われた場合には、計画の記載の有無にかかわらず速やかに対応するとともに、必要な場合には計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画での「障がいのある人」とは、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する者のほか、障害者総合支援法第4条に定義する者（いわゆる「難病」）とします。

ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者総合支援法第4条

（定義）

第四条（抄） 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

以上の人々を対象としつつ、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

第3節 計画の策定体制と経過

1 計画の策定体制

(1) 「砂川市障害者地域自立支援協議会」

計画の策定にあたり、障がい福祉関係4名、保健・医療関係2名、教育・雇用関係2名、学識経験者2名に、市民から公募した委員2名の12名からなる障害者地域自立支援協議会において、協議を行いました。

(2) 「砂川市障害者福祉計画策定推進委員会」の設置

計画の策定にあたり、障がい者福祉施策全般に関係する様々な部門と連携と調整が取れる庁内組織として「砂川市障害者福祉計画策定推進委員会」を設置し、関連施策の庁内協議を行いました。

(3) 「砂川市障害者福祉計画策定ワーキンググループ」の設置

計画の策定にあたり、計画策定推進委員会の運営を円滑に推進するため、関係部門の担当職員による庁内検討体制として、「砂川市障害者福祉計画策定ワーキンググループ」を設置し、計画の体系の確認、個別施策の検討を行うとともに必要な資料を作成しました。

2 計画の策定経過

| 日 程 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 平成24年7月17日 ～7月31日 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）受給者、一般市民へのアンケート調査実施 |
| 平成24年11月28日 | 第1回砂川市障害者福祉計画策定推進委員会 第1回 " ワーキンググループ |
| 平成24年11月6日 ～平成25年1月9日 | 障害者福祉関係機関、団体へのヒアリング調査 |
| 平成24年12月18日 | 第1回砂川市障害者地域自立支援協議会 |
| 平成25年2月1日 | 第2回砂川市障害者福祉計画策定推進委員会 |
| 平成25年2月12日 | 第2回砂川市障害者地域自立支援協議会 |
| 平成25年2月15日 ～2月28日 | パブリックコメント実施 |
| 平成25年3月15日 | 第3回砂川市障害者地域自立支援協議会 |
| 平成25年3月29日 | 決定 |